明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（総務二）　一
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同三）　三
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同四）　七

〔官庁報告〕
法　務
司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
税理士登録者関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　五
会社その他
会社決算公告　五